

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成17年8月29日

京都市長 榊本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市中京区麩屋町通竹屋町下る笹屋町480番地

南部 孝男

2 建築協定の名称

京都市中京区麩屋町通笹屋町地区建築協定

3 建築協定区域

京都市中京区麩屋町通竹屋町下る笹屋町451番地、453番地、454番地、455番地、457番地、460番地、462番地、463番地-1、464番地、464番地-1、466番地-1、468番地-1、469番地、470番地-1、470番地-2、471番地、471番地-1、471番地-2、474番地-4、476番地、476番地-1、476番地-2、476番地-3、476番地-4、477番地、477番地-2、479番地、480番地、727番地-1

4 建築協定区域隣接地

京都市中京区麩屋町通竹屋町下る笹屋町447番地、447番地-1、448番地、449番地、450番地、450番地-1、452番地、456番地、456番地-1、458番地、459番地、460番地-1、461番地、4

63番地-2, 464番地-2, 464番地-3, 466番地-2, 467番地, 473番地, 474番地, 474番地-1, 474番地-2, 474番地-3, 475番地, 477番地-1, 478番地, 727番地-2

5 建築協定の事項

建築物の用途及びその他の事項

6 建築協定の期間

5年間

7 認可年月日及び番号

平成17年8月22日第3号

(都市計画局建築指導部指導課)